

ショートステイセンター筑波園 短期入所生活介護事業所（従来型・ユニット型） 重要事項説明書

(ver20221001)

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口は生活相談課となります。

電話 0 2 9 - 8 6 7 - 1 1 6 1 （午前8時30分～午後5時30分まで）

＊ご不明な点は、何でもお尋ねください。

2. ショートステイセンター筑波園 短期入所生活介護事業所の概要

サービスの種類

【従来型】

サービス提供事業者

事業者	ショートステイセンター筑波園 短期入所生活介護事業所
所在地	茨城県つくば市北条 1 1 8 0
介護保険指定番号	短期入所生活介護 つくば市 0 8 7 2 0 0 0 3 3 6 号

同施設の職員体制

	専任	兼務	計	業務内容
管理者		1 名	1 名	管理監督業務
医師		1 名	1 名	医療業務
生活相談員		2 名	2 名	相談援助業務
介護支援専門員		2 名	2 名	ケアプラン業務
看護職員		1 0 名	1 0 名	看護業務
介護職員	2 5 名	4 名	2 9 名	介護業務
管理栄養士		1 名	1 名	給食業務
機能訓練指導員		2 名	2 名	リハビリ業務
事務職員		適当数	適当数	事務業務
調理職員		適当数	適当数	調理業務

※介護・看護の常勤換算数 29名（R 6. 1. 1現在）

同施設の設備の概要

定員		6 名	静養室	1 室
居室	個室	4 人部屋	医務室	1 室
	2 人部屋		食堂	1 室
浴 室		一般浴槽と特殊浴槽があります。	機能訓練室	1 室
			談話室	1 室
			面接室	1 室

※ご利用できる居室は、本館個室、2 人部屋、4 人部屋ですが、空き状況によりご希望に添えない場合もあります。また、ご利用者の心身の状況等により居室を変更する場合があります。その際には、ご利用者と協議のうえ決定するものとします。その他、感染症等の場合は事業所の判断で居室を変更する場合があります。

【ユニット型】

サービス提供事業者

事業者	ショートステイセンター筑波園 短期入所生活介護事業所
所在地	茨城県つくば市北条 1 1 8 0
介護保険指定番号	短期入所生活介護 つくば市 0 8 7 2 0 0 2 6 0 5 号

同施設の職員体制

	専任	兼務	計	業務内容
管理者		1 名	1 名	管理監督業務
医師		1 名	1 名	医療業務
生活相談員		2 名	2 名	相談援助業務
介護支援専門員		2 名	2 名	ケアプラン業務
看護職員		1 0 名	1 0 名	看護業務
介護職員	3 0 名	4 名	3 4 名	介護業務
管理栄養士		1 名	1 名	給食業務
機能訓練指導員		2 名	2 名	リハビリ業務
事務職員		適当数	適当数	事務業務
調理職員		適当数	適当数	調理業務

介護・看護の常勤換算数 30.3 名（R 6. 1. 1 現在）

同施設の設備の概要

定員		16名	談話室	各階1室
居室	ユニット型	1階から 4階	リビング	各階2室
	個室		キッチン	各階2室
浴室		個人浴槽		

※ご利用できる居室は、ユニット型個室ですが、空き状況によりご希望に添えない場合もあります。また、ご利用者の心身の状況等により居室を変更する場合があります。その際には、ご利用者と協議のうえ決定するものとします。その他、感染症等の場合は事業所の判断で居室を変更する場合があります。

3. サービス内容と利用料金

当事業所が提供するサービスについては、

- | |
|---|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合（給付率は介護保険負担割合証による）
(2) 利用料金の全額をご利用者に負担いただく場合（市町村による減免制度有り） |
|---|

があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては利用料金の大部分が介護保険から給付されます。

〈サービスの概要〉

①送迎

通常の事業の実施地域に限り送迎を行います。通常の事業実施地域は、つくば市です。通常の事業実施地域以外は、有料にて送迎を行います。※料金表参照
送迎可能時間は、入所は、原則9時半から10時、退所は原則16時から16時半までとします。※当日の送迎利用者数、職員体制及び道路事情などにより多少前後する事もあります。

② 食事等の介護サービス

- ・ご利用者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとって頂くことを原則としていますが、食堂で食事を摂ることができないご利用者にあつては、居室に配膳し必要な食事補助を行います。また食事の提供に当たっては、食品の種類及び調理方法について常に工夫し、栄養並びにご利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供いたします。

(概ねの食事時間)

朝食 7 : 30 ~ 8 : 00

昼食 12 : 00 ~ 12 : 30

夕食 17 : 30 ~ 18 : 00

③入浴

原則、週2回以上実施します。

但し、状態に応じ、特別浴または清拭となる場合があります。

④介護

ご希望や状態に応じ適切な介護サービスを提供します。

- ・着替え介助 ・排泄介助 ・おむつ交換 ・体位変換
- ・施設内の移動の付添い ・シーツ交換 ・口腔ケア 等

概ね4日以上ご利用される場合は、関係スタッフにて短期入所生活介護計画の作成を行います。

⑤機能訓練

機能訓練指導員によるリハビリを実施します。

⑥生活相談

生活相談員による個別相談を受け付けます。

⑦健康管理

看護職員等による健康管理等を実施します。

⑧レクリエーション

趣味活動などのレクリエーションを実施します。

※詳細は料金表をご確認ください。

（２）介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご利用者負担となります。

①食事の提供に要する費用（食材料費及び調理費）

ご利用者に提供する食事の材料費及び調理費にかかる費用です。

ただし、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方につきましては、その認定証に記載された食費の金額（1日あたり）のご負担となります。

②居住に要する費用（光熱水費及び室料（建物設備等の減価償却費等））

この施設及び設備を利用し、滞在されるにあたりご負担していただきます。ただし、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方については、その認定証に記載された居住費（滞在費）の金額（1日あたり）のご負担となります。

③複写物の交付

利用者に係る記録等を印刷し交付します。

④外出行事や特別なレクリエーション等

その企画の都度、お伺いして実施していきます。

⑤お好み食事の提供

利用者のご希望により実施します。

⑥料金引き落としサービス

事業所へのお支払い方法で銀行等の引落を選択された場合の手数料。

※詳細は料金表をご確認ください。

（３）利用料金のお支払い方法

前記（１）、（２）の料金・費用は、１か月ごとに計算し（月末締め）、ご利用期間分の合計金額をご請求致しますので、以下のいずれかの方法でお支払い頂きます。

ア、【預金口座振替】 翌月27日に引き落としいたします。

（土・日曜日・祝日の場合は翌営業日になります）

ご利用になれる金融機関

●常陽銀行 ●筑波銀行 ●水戸信用金庫

●結城信用金庫 ●茨城県信用組合

●茨城県信用農業協同組合連合会及び同連合会の会員農業協同組合（農協）

イ、【振り込み】 請求書が送付されてから2週間程度の期間内に施設の指定する口座へ振り込みしてください（振込手数料はご利用者負担となります）

※原則、ア又はイによりお支払いして頂きます。それ以外のお支払い方法を希望される場合は施設にご相談ください。

（４）キャンセル料

入所前にお客様のご都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料がかかります。

①入所日の前日午後５時までにご連絡いただいた場合 … 無料

②入所日の前日午後５時までにご連絡がなかった場合 … 予約頂いた期間の利用料の１０％（自己負担相当額）

※但し、ご利用者の体調不良など正当な事由がある場合はこの限りではありません。

（５）利用中の中止

体調不良や急なご都合で利用途中にサービスを中止して退所する場合、退所日までの日数を基に計算します。

※事業者は、体調不良等によって施設での生活に支障があると判断した場合ショートステイを中止とさせていただく場合があります。この場合、ご利用者、ご家族、ご担当の介護支援専門員、関係機関等と必要な調整をします。

４．サービスの利用方法

（１）サービスの利用申し込み

ご担当の介護支援専門員にご相談してください。ご担当の介護支援専門員と調整させていただきます。ご利用期間決定後、契約を締結します。なお、ご利用の予約は、１ヶ月前からできます。

(2) サービス利用契約の終了

① ご利用者のご都合でサービス利用契約を終了する場合

実際に短期入所生活介護をご利用中でなければ、文書でのお申し出によりいつでも解約できます。この場合、その後の予約は無効になります。(但し、キャンセル料を頂く場合もございます。)

② 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的に契約を終了し、予約は無効になります。

- ・ご利用者が介護保険施設に入所した場合
- ・ご利用者がお亡くなりになった場合
- ・介護保険給付でサービスを受けているご利用者の要介護認定区分が、非該当(自立)と認定された場合

③ その他

以下の場合サービス利用契約を終了させていただくことがございます。なお、この場合、契約終了後の予約は無効となります。

- ・ご利用者がサービス利用料金の支払いを3ヶ月以上遅延し料金を支払うよう催促したにもかかわらず30日以内に支払わない場合
- ・ご利用者やご家族などが当施設の従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合
- ・やむを得ない事情により施設を閉鎖もしくは縮小する場合

5. 当施設のサービスの特徴等

(1) 運営の方針

当事業所は、介護保険法令に従いご利用者が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として、ご利用者に対し生活全般にわたる援助を行います。

サービスの実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

6. 施設利用に当たっての留意事項

当施設のご利用にあたっては、共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

(1) 持ち込みの制限

施設利用にあたり、以下のものは原則として持ち込むことができません。

火器及び危険物

(2) 面会

面会時間 10:00～19:00（原則として）

※来訪者は、必ずその都度受付で面会簿にご記入下さい。

※なお来訪される場合、犬、猫、小鳥等のペット類は盲導犬等の特別な場合を除き禁止とします。

※感染症の流行時期等、面会を制限させていただく場合があります。

(3) 受診・外出・外泊

受診、外出、外泊をされる場合は、開始日の2日前までにお申し出下さい。

※感染症流行時期の外出・外泊はお控えください。

※ショートステイ利用中であっても体調不良等が見られた時の受診等の対応はご家族対応となります。

(4) 食事

食事が不要な場合は、前日までにお申し出下さい。

(5) 施設・設備の使用上の注意

○居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。

○故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご利用者に自己負担により原状に復して頂くか、又は相当の代価をお支払い頂きます。

○ご利用者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご利用者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。

○当施設の職員や他のご利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(6) 飲酒・喫煙

施設で指定した場所をお願いします。

(7) 金銭、貴重品等

当施設では、紛失や破損について責任を負いかねます。ご契約者（代理人）の責任の範囲でお持ち込みください。

所持品や衣類等をお持ち込みされる場合は職員までお申し出ください。

7. サービス内容に関する相談・苦情など

(1) 当事業所における苦情の受付、虐待の相談など

当事業所における苦情や虐待などのご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○受付窓口 受付担当

社会福祉法人 恵愛会 ショートステイセンター筑波園 生活相談課

Tel 029-867-1161（事務所） 受付時間8：30～17：30

(2) 行政機関その他苦情受付機関

※日時についての詳細は各所へご確認ください

つくば市役所高齢福祉課	電話番号 029-883-1111
つくば市研究学園1丁目1番地1	受付時間 08：45～16：30（月）～（金）
茨城県国民健康保険団体連合会	電話番号 029-301-1565
水戸市笠原町978番地26（茨城県市町村会館内）	受付時間 09：00～16：30（月）～（金）

(3) 身体的拘束適正化及び虐待防止について

ご利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

① 虐待防止に関する責任者を選定しています。

身体的拘束適正化及び虐待防止に関する責任者	管理者 宮本 浩
-----------------------	----------

② 苦情解決体制を整備しています。

③ 身体拘束適正化及び虐待防止に関する委員会を設置し定期的を開催しております。また、新規採用時の研修、職員に対しての研修を定期的に行っております。

④ サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われるご利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

身体的拘束等の適正化のための指針	有
虐待の防止のための指針	有

8. 個人情報の取り扱い

(1) 利用目的

当事業所では、ご利用者から提供されたご利用者及びご家族に関する個人情報を、下記の目的以外に使用致しません。

① ご利用者提供に提供する介護サービス等

② 介護保険事務

③ ご利用者のために行う管理運営業務（入退所等の管理、会計、事故報告、介護・医療サービスの向上等）

④ 施設のために行う管理運営業務（介護サービスや業務の維持、改善の基礎資料の作成、施設等において行われる学生等の実習への協力、職員の教育のために行う事例研究等）

(2) 第三者への提供

当事業所では、下記の利用目的のためにご利用者及びご家族の個人情報を第三者に提供することがあります。

- ① 介護保険事務などの施設業務の一部を外部事業者へ業務委託を行う場合
 - ② 他の介護事業所等との連携（サービス担当者会議等）及び連絡調整が必要な場合
 - ③ ご利用者の受診等にあたり、外部の医師の意見・助言を求めるため会議記録やケアプラン等を提供する場合
 - ④ ご家族への心身状態や生活状況の説明
 - ⑤ 研修等の実習生やボランティアの受け入れにおいて必要な場合
 - ⑥ 保険事務の委託（一部委託含む）
 - ⑦ 損害賠償保険などの請求に係る保険会社等への相談又は届出等
 - ⑧ 保険者等、行政機関や他の関係機関からの照会への回答
 - ⑨ 外部監査機関、評価機関等への情報提供
 - ⑩ 介護保険審査支払機関へのレセプト請求及び介護保険審査支払機関からの照会への回答
- 別添 個人情報に関する基本方針、個人情報の利用目的もご確認下さい。

9. 法人の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 恵愛会
代表者役職・氏名	理事長 宮本 浩
本部所在地	茨城県つくば市北条 1 1 8 0

定款の目的に定めた事業	1、特別養護老人ホーム筑波園の設置経営 2、老人短期入所事業（筑波園） 3、老人デイサービス事業（筑波園） 4、居宅介護支援事業（筑波園） 5、その他これに付随する業務
-------------	--

施設・拠点等	特別養護老人ホーム	2カ所
	短期入所生活介護事業所	2カ所
	通所介護事業所	1カ所
	居宅介護支援事業所	1カ所

【リスク説明書】

当法人では利用者が快適な入所生活を送られますように、安全な環境作りに努めておりますが、利用者の身体状況や病気に伴う様々な症状が原因となり、下記の危険性が伴うことを十分にご理解下さい。

- ☐ 介護保険法により、また法人の方針により、原則的に身体拘束を行わないことから、転倒・転落による事故の可能性があります。
- ☐ 歩行時の転倒、ベッドや車椅子からの転落等による骨折・外傷、頭蓋内損傷の恐れがあります。
- ☐ 高齢者の骨はもろく、通常に対応でも容易に骨折する恐れがあります。
- ☐ 高齢者の皮膚は薄く、少しの摩擦で表皮剥離がしやすい状態にあります。
- ☐ 高齢者の血管はもろく、軽度の打撲であっても、皮下出血がしやすい状態にあります。
- ☐ 加齢や認知症の症状により、水分や食物を飲み込む力が低下します。誤嚥・誤飲・窒息の危険性が高く、肺炎を起こしたり、重篤な状態に陥る可能性もあります。
- ☐ 高齢者であることにより、また脳や心臓の疾患により、急変・急死される場合もあります。
- ☐ 痰の量が多い方、頻回に痰の吸引が必要な方において、適宜職員が吸引をしておりますが、吸引を行っていても痰詰まりによる窒息の可能性があります。
- ☐ 身体的状況によっては、服用されている薬の影響や副作用の影響を受ける可能性もあります。
- ☐ 全身状態が急に悪化した場合、看護師等の判断で緊急に病院へ搬送を行うことがあります。

以上のことは、サービス利用時のみならずご自宅でも起こりうることで、十分ご留意いただきますようお願い申し上げます。

同意書

令和 年 月 日

短期入所生活介護サービスの提供の開始に際し、重要事項の説明を行い文書の交付を行いました。なお、加算については加算条件を満たした場合の算定となること、ご利用中に加算の内容が変更となる場合があることを説明しました。

事業者

所在地 茨城県つくば市北条1180

名称 ショートステイセンター筑波園 短期入所生活介護事業所

(従来型) 介護保険事業所番号 0872000336 つくば市指定

(ユニット型) 介護保険事業所番号 0872002605 つくば市指定

説明者 職名

氏名

印

私は、事業者から重要事項の説明を受け、短期入所生活介護サービスの提供開始に同意し、交付文書を受領しました。なお、加算については加算条件を満たした場合の算定となること、利用中に加算の内容が変更となることに同意しました。

利用者 氏名

印 (直筆 ・ 代筆)

代筆の場合 (代筆者氏名)

(代理人) 氏名

印 (続柄)